

例公債を二十二兆六千百二十四億円発行する」と
といたしております。

この結果、令和二年度一般会計第一次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に對して歳入歳出共に三十一兆九千百十四億円増加し、百六十兆二千六百七億円となります。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行つております。

財政投融資計画につきましては、実質無利子無担保等の大幅拡充に加え、資本性資金の供給等を行ひ、企業等の資金繰り対応に万全を期すため、三十九兆四千二百五十八億円を追加いたしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策予備費の十兆円の追加につきましては、まず、第二波、第三波が襲来し、事態が大幅に深刻した場合には、少なくとも五兆円程度の予算が必要になると考えております。その内訳につきましては、ある程度の幅を持つて見る必要がありますが、第一に、雇用調整助成金など、雇用維持や生活支援の観点から一兆円程度、第二に、持続化給付金や家賃支援給付金など、事業継続の観点から二兆円程度、第三に、地方自治体向けの医療、介護などの交付金など、医療提供体制の強化の観点から二兆円程度が必要になるのではないかと考えております。

その上で、今後の長期戦の中では、事態がどのような進展をするかにつきましては予見し難いところが大きいと考えております。このため、どのような事態が起つたとしても迅速かつ十分に対応できるよう、万全を期すため、更に五兆円程度の予備費を確保することとしたものであります。この予備費の使用につきましては、適時適切に国会に御報告いたします。

以上、令和二年度第二次補正予算の大要について御説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長（金子原一郎君） 以上で令和二年度第

二次補正予算三案の趣旨説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。蓮舫さん。

○蓮舫君 おはようございます。立憲民主党の蓮舫です。

安倍総理、この感染症の事態で、持続化給付金というのははどういう重みがあるとお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この新型コロナウイルス感染症の影響で経済は大きな打撃を受けている中において、中小企業や小規模事業者の皆さん、大変経営が困難な状況に追い込まれていて中において、手持ち資金が不足をしている、明日からの経営にも大きな支障が出てきているという中において、その固定費たる賃料等々の半年分となります。

「…」とで最大二百万円の給付を行うことにしているところでございまして、大切なことはスピードでございまして、できる限り多くの方々にお届けをしたい。現在のところ、既に一兆六千億円をお手元にお届けをさせていただいているというふうに伺つて、承知をしております。

○蓮舫君 大切なのはスピード、全くそのとおりです。

五月一日、初日に申請して、いまだ未支給のは何件ありますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 五月一日の申請、十八万件あります。そのうちの未支給というのは五千件であります。

○蓮舫君 一ヶ月以上たって、まだ五千件も未支給。なぜですか。

○国務大臣（梶山弘志君） データの不備等があります。そういうしたものも含めて審査をしているということがあります。

○蓮舫君 スピードが大事、総理そうおっしゃつてあるんですけども、まだ未支給の方がおられていらんですけれども、まだ未支給の方がおられて、この作業をしているのはサービスデザイン推進協議会、中抜き団体、再委託、再々委託、大変問題になつていて。

「…」に委託したのは適正だと総理はお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 業務の中身につ

きましては梶山大臣から答弁をさせていただきたいと思いますが、委託に当たっては、そうした事業目的に照らして、ルールにのつとつたプロセスを経て決定されたものと承知をしております。

大変な業務量の中ではありますが、既に百二十万件の中小企業・小規模事業者の皆様に一兆六千億円、現金をお届けしているというふうに承知をしております。

○蓮舫君 経産大臣、確認しますが、本当に実体があるんですか、この法人。

○国務大臣（梶山弘志君）これまでも受注実績がありますし、その補助金の仕事もしております。実際、実体があると思つて我々も、実体があるという前提で我々も契約をしております。

○蓮舫君 ちょっと答弁、大丈夫ですか。

国会で問題視されて、議員がアポを取ろうにも、ここ電話ないんですよ、事務所に。で、事務所に行つたら、人いなんですよ。電通に取材したら、答えないとて言うんですよ。これ、適切な対応ですか。

○国務大臣（梶山弘志君）これ、リモートワー

クをずっとしておりまして、さらにまた、今回、全国で数十か所審査会場があります。また、サポート、申請のサポート会場もあります。そういうふうに出向いているということでもございま

す。

○蓮舫君 大臣ね、六月八日に国民の批判に耐えかねてようやく会見をして、六月の九日から業務を再開します。これは、労務管理等を始めて、五人が、昨日、おとといから仕事を再開したって

大々的にメディアに公開したんですよ。そうしたら、昨日、国會議員が視察に行つたら、誰もいません。何ですか、これ。

○国務大臣（梶山弘志君）実際には、継続している仕事も、おもてなし認証等がござります。そういうふた仕事も含めてあの中でやっておりますけど、その中で今回の事業に関するものは二十一名対応しておりますけれども、五名が経理の担当といふことで銀行とのやり取りをしております。ただ、これはリモートでもできますので、リモートも含めて今、事業の対応をしているということであります。

○蓮舫君 いや、リモートワークを解除して五人が常駐するといつて、メディアが来たときだけその仕事をしている姿を見せて、昨日から誰もいなっています。もつと言つたら、呼び鈴も内線電話も外されました。どういうことですか。

○国務大臣（梶山弘志君）私どもは、リモートワークをしているという認識でございます。ただ、これは実体がないと言われますけれども、実際に仕事をしているんですね、しっかりとね。そして、

我々とも報告もある。ただ、そこに、リモート、

その場所にいなければ仕事ができないのかというと、そうではありません。リモートワークで今は全てできております。

○蓮舫君 そもそも、この推進協議会は、前田中小企業庁長官が大臣官房審議官のとき、最初に協議会におもてなし規格認証事業を業務委託しました。これ、どんな事業でした。

○国務大臣（梶山弘志君）おもてなし認証規格とは、事業者が提供するサービス品質やマネジメント体制を評価をし、認証マークを有償で付与する民間認証制度であります。平成二十八年度に経済産業省の補助事業の中で創設をし、現在はサービスデザイン推進協議会が自主事業として実施をしております。

○蓮舫君 二〇一六年三月、未来投資に向けた官民対話で安倍総理が、サービス産業の生産性伸びを倍増する施策としておもてなし規格を作り、三十万社の認証を目指すと発言をした。この総理の意向を受けて、経産省が事業を実施、協議会に事業が委託されました。これ、適切な委託でしたか。

○国務大臣（梶山弘志君）法令、規定に基づいて適切な契約であります。

○蓮舫君 公募期間を教えてください。

○国務大臣（梶山弘志君）補助事業は、平成二

十八年五月十六日に公募を開始をいたしました。

同年六月十四日に公募を締め切り、六月二十三日に採択結果を通知をしております。

○蓮舫君 二〇一六年五月十六日に公募が始まつた。

この協議会は、いつ設立されました。

○国務大臣（梶山弘志君） 平成二十八年の五月十六日に設立されないと承知をしております。

○蓮舫君 設立されたその日に始まつた公募に応募をする。そして、公募終了翌日、まだここに委託が決まっていないのにドメインも取つてある。

これ、偶然ですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 当時、政府において検討されていましたおもてなし規格認証の認定機関を担うことも視野に入れての設立準備をしていましたとは思われますけれども、公募開始日と法人の設立日が同日となつたことに特別の理由はないと思どもは認識しております。

○蓮舫君 実は、経産省は、安倍総理の意向を実施に移すために、おもてなし認証に関する検討会を立ち上げて、三月十一日には中間取りまとめを行っています。認定機関は一機関が担うこと、認定機関に求められる要件、認定機関として認められるに際する必要文書、役割や運用をここでまとめています。

そして、このおもてなし規格認証に係る実態調査

査を三月二十四日に外注しました。どこに委託しましたか。幾らですか。

○政府参考人（前田泰宏君） お答えいたします。委託先は電通であります。額は約一・九億円となつております。

○蓮舫君 電通に約二億で規格認証の実態調査を委託、これが成果物です。成果物はその年度末に報告されたんですが、三月から電通はこのおもてなし認証機関のどういう要件を満たしたら公募に有利になるかということを全部知っていたんですね。それを受け、五月の十六日の公募の初日に、

電通社員だった平川、協議会の現業務執行理事と、パソコン、トランスクスモスの理事三人が入つて協議会を設立。そして、認定機関として応札。

これも全部偶然ですか。おかしくないです。

○国務大臣（梶山弘志君） 当時、政府において検討されていたおもてなし規格認証の認定機関を担うことも視野に入れて設立準備をしていたと思われますけれども、それらのことについては特別な理由はないと認識をしております。

○蓮舫君 前田長官、平川、推進協議会の理事と交流はありますか。

○政府参考人（前田泰宏君） お答え申し上げます。

面識がござります。

○蓮舫君 いつから、どの程度の関係ですか。

○政府参考人（前田泰宏君） いつからというのではなくて、具体的には今ちょっとと思い出せませんが、私が商務情報政策局に行く前から交友が始まったということです。

それで、どの程度の交友かといいますと、そんなに親しい方ではないということです。

……（発言する者あり） いえ……ということです。

○蓮舫君 このおもてなし認証機関をあなたが担当の審議官だったときに応札をした。その前からの知り合いですか。

○政府参考人（前田泰宏君） 面識はござります。

○蓮舫君 今日発売の週刊文春、二〇一七年から前田長官は、アメリカ・テキサスの音楽祭への観察旅行を行い、平川理事も参加。事実ですか。

○政府参考人（前田泰宏君） 観察旅行に行つたわけではございません。これは公務の出張でござります。

○蓮舫君 公務の出張。平川理事も一緒に行かれましたか。

○政府参考人（前田泰宏君） 一緒には行つておりません。

○蓮舫君 現地ではお会いしましたか。

○政府参考人（前田泰宏君） 現地でお会いしたと思います。

○蓮舫君 前田長官、一緒には行つていなか

現地でお会いした。どういうことですか、ちょっとやんと説明をしてください。

○委員長（金子原二郎君） 前田長官。手を挙げなきや。

○政府参考人（前田泰宏君） あつ、済みません。

私は公務でオースティンの方に行つております。向こうにサウス・バイ・サウスウェストといふイベントがあつたものですから、そちらにその方もですね、平川さんも来られておりまして、違うスケジュールでございましたので、向こうで少し接触があつたと、お会いしたということです。

○蓮舫君 週刊文春に掲載されていた前田ハウ

ス・イン、その音楽祭、この前田ハウス、参加に当たつての応募要件等が細かく書いてあるんですけれども、これは事実ですか。

○政府参考人（前田泰宏君） そういうチラシがあることは事実でございます。（発言する者あり）はい、事実でございます。（発言する者あり）はい。

○蓮舫君 週刊文春に書かれてある内容はどこまでが事実ですか、では、癒着旅行とまで報じられていますが、ちょっと、ちゃんと御説明いただけませんか。

○政府参考人（前田泰宏君） あのですね、私、商情局の審議官時代の一〇一二年の三月に、サイ

バーセキュリティーの観点でワシントンDCに出張しております。そこで関係者と意見交換を行つた後、オースティンに行きました。そこでサウス・バイ・サウスウェストという、企業との意見交換や最新技術の動向に関する視察を行つたといふことでござります。

そういうことでござりますので、旅行ということがございません。そのサウス・バイ・サウスウェストはコンテンツやスタートアップの関係者が集まる世界最大の集まりということでございましたので、そちらを視察をし、意見交換をすることに非常に意義があるんじゃないかということです。

○蓮舫君 週刊文春に掲載されていた前田ハウ

ス・イン、その音楽祭、この前田ハウス、参加に当たつての応募要件等が細かく書いてあるんですけれども、これは事実ですか。

○政府参考人（前田泰宏君） そういうチラシがあることは事実でございます。（発言する者あり）はい、事実でございます。（発言する者あり）はい。

○蓮舫君 週刊文春に書かれてある内容はどこまでが事実ですか、では、癒着旅行とまで報じられていますが、ちょっと、ちゃんと御説明いただけませんか。

○政府参考人（前田泰宏君） あのですね、私、商情局の審議官時代の一〇一二年の三月に、サイ

私は、オースティンのホテルの、ホテルの外にいるコーヒーバー、コーヒーのバーみたいなところでお話をした記憶はあります。それから、そのパーティーの席でもですね、一度だと思いますけれども、参加をされたんじやなかるうかという記憶がござります。

○蓮舫君 広いアメリカのテキサスのそのたくさんの人が集まる音楽祭でたまたま平川さんとホテルのコーヒーバーで会つて、たまたまパーティーで会つて、偶然だという説明は國民納得しますか。

○政府参考人（前田泰宏君） 事実は事実でござります。

○蓮舫君 国家公務員倫理法、職務執行の公正さに対する國民の疑惑や不信を招く行為は絶対にしていいないと言えますね。

○政府参考人（前田泰宏君） お答え申し上げます。

そういう行為をしていないというふうに認識しております。

○蓮舫君 経産大臣、前田長官が審議官のときから、初めてこの推進協議会は公共調達を受注をして、委託業務を受注をしています。それから持続化給付金業務を委託するまでに協議会には幾つの事務事業が総額幾らで発注されました。

○委員長（金子原二郎君） 分かりますか、前田さん。前田長官。

○政府参考人（前田泰宏君） 申し訳ございません。今ちょっと計算して、すぐ答えさせていただきます。済みません。

○委員長（金子原二郎君） すぐできますか。はい、前田長官。慌てないです。

○政府参考人（前田泰宏君） 大変申し訳ございません。

十四件で千五百七十七億円でございます。

○蓮舫君 いいですか、十四の事業千五百七十七億円を協議会にこれまで発注して、そのうち九件が電通に、電通関連会社に再委託をされて、確認しただけでもその総額は八百七億、八百八億です。半分以上が電通に流れている。

これ、ちょっと全部点検してもらえませんか。

本当に適切な再委託、再々委託でしたか。

○政府参考人（前田泰宏君） どれもルールに従いまして公正に手続を終えられたものと認識しております。

○蓮舫君 予算委員会に経産省と協議会の事前接触記録票を出していただきました。委員長、ありがとうございます。

驚きました。これは、持続化給付金の委託事業を推進協議会に応札するまで、入札公告をされる前に三回、三月三十日、四月一日、四月三日、立て続けに三回、協議会と経産省担当者がそれぞれ一時間ずつ接觸をしていました。どんな意見交換

したんですか。

○政府参考人（前田泰宏君） 今回の予算を作りに当たりまして、巨額のお金を直接給付するということでおざいましたので、初めの一回目は、特にそのサービスデザイン協議会がやっておりまし

たIT補助金、これの実績とノウハウについてお話を聞きました。その後に、納付をする際に電子的な手続でやるのか、あるいは郵送でやるのかと、この手続の煩雑さについての意見交換をしております。あと、その不正をどういうふうに防止するかということと、総理の御指示でございます迅速性というはトレードオフの関係になるものですから、どの程度の帳票を取つたらいいんだろうかと、こういうような意見交換をしております。

○蓮舫君 一者応札を防止して事業の質を高めるために、入札公告前に事業者と省庁の人が、複数の人たちが事前に会うこと自体は否定しないんですけど、経産省の内規ではどういう注意点を促していますか。

それから、もう一者は、結局、応札というか入札に参加されましたので、参加されませんでしたので、ちょっとお名前を申し上げることはできませんが、もう一者ヒアリングをしております。

○蓮舫君 デロイトさん二回と言うけど、一回目はただの電話じゃないですか。二回目一時間。

して、応札、入札に手を挙げなかつた一者は僅か十分の面会。一方で、推進協議会は三回、丁寧に立て続けに三日続けて会つてます。

○政府参考人（前田泰宏君） 私どもの方の担当者からそれぞれの事業者に対して行いました情報に関しましては、ほぼ同等の内容であると認識し

○蓮舫君 何者に事前説明しました。

○委員長（金子原二郎君） 前田長官、手を挙げてください。

○政府参考人（前田泰宏君） 申し訳ございません。三者でござります。

○蓮舫君 推進協議会は面談を三回、それぞれ一時間ずつ、随分丁寧にやっています。

残りの二者はどれぐらいでした。

○政府参考人（前田泰宏君） 一者がデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー会社でございまして、これは二回ヒアリングをしております。

ております。

○蓮舫君 濟みません、ほぼ同等な内容が、推進協議会には三日連続で二時間、手を挙げなかつたところには十分。どうやつて同等なんですか。

○政府参考人（前田泰宏君） あのですね、同じような、どういうふうな条件でこのプロジェクトをやつていつたらいいのかということについての非常に重要なコンテンツについては共通のものとして提供しております。

○蓮舫君 そして、ちょっと驚いたんですが、協議会が結果、応札して二十億経費中抜きしているんですけれども、この事前接触は推進協議会以外に誰が同席していました。

○政府参考人（前田泰宏君） 電通と、それから電通ライブの職員が一緒でございました。

○蓮舫君 何で三者なんですか。つまり、協議会が応札し、更に再委託で電通に、更に再々委託で電通ライブ。何でこの三者が仲よくそろつて事前に接触しているんですか。

○政府参考人（前田泰宏君） 当時ございましたI-T補助金、I-Tサービス補助金のスキームを担つておる事業者として、そのノウハウを聞くということで同席をしております。

○蓮舫君 財務省の公共調達の適正化方針では、再委託は基本は行わないんですよ。再委託をする際は、承認を必要とする合理的理由や審査を、契

約を行う際に省庁がしっかりと確認をして承認をする。透明性と競争性が疑われないように厳しくその手続というのは方針を出されているんですが、持続化給付金の業務委託、仕様書を作成する公告前の意見聴取に協議会、電通、電通ライブ、委託先、再委託先、再々委託先が同席しているということは、まさに推進協議会がトンネル会社だということを表しているんじゃないですか。

○国務大臣（梶山弘志君） この事業は一者では請け負えるものではありませんでして、企業の連合体、コンソーシアムで受けるという前提で、それぞれの役割分担の下に参加をしているわけあります。

○蓮舫君 じゃ、推進協議会じゃなくて、電通に直接委託すればよかつたじやないですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 推進協議会も役割を果たしておりまして、I-T補助金等ではしっかりと六万件以上のところに補助金を行つてているといふことあります。

○委員長（金子原二郎君） 御静聴にお願いします。

○蓮舫君 特定の人だけがもうかる仕組みじやないと言ふけれども、見てくださいよ。（資料提示）持続化給付金、キャッシュレス還元事業、これ令和二年度の本予算で行われているポイント還元事業です。両方とも、わざわざ一般社団法人を通して、そこから電通、電通の子会社に更に行く、更に外注。この実態、国会で問題になるまで大臣も把握していなかつた構造ですよ。

これが、特定のところが中抜きするようになつてゐるんじゃないですか。何でこんな同じ構造をわ

のかがやつぱり分からんんですよ。事前接触では再委託先、再々委託先も全部同席をして、そしてそれぞれが経費を中抜きして、実際の持続化給付金を待つてもまだ届かないでいる人たちがいるのに、特定の人だけがもうかる仕組みはおかしいじゃないですかと言つていいんです。

○国務大臣（梶山弘志君） 特定の方たちがもうかる仕組みにはしております。

先ほど申しましたように、確定精算をするわけであります。それは、もうこの金額はあくまでも予算上、入札上の話であつて、最終的には一つ一つの証憑に基づいて精算をしていくということになります。業務委託の場合には全てについてそういうことあります。（発言する者あり）

私が伺つているのは、何で推進協議会に下りた

ざわざがませて いるんですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 中抜きという言葉のちよと真意がよく分かりませんけれども、そこには仕事、業務が張り付いているわけですね。そして、サービスデザイン推進協議会も、振り込み、利息の支払、そしてその全体の取りまとめという仕事もして、人も張り付いているわけであります。電通が受けない理由につきましては、電通側から聞いたところによりますと、電通が巨額の預り金を受けると、経理上、経理面から会社として受けない判断に至つたということになります。これは投資家への説明の問題であります。四半期ごとの決算において自己の、自己資本比率であるとか流動性が下がるといふこともあって、そういうものの説明のことも含めて、そういうことも含めてであります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛にお願いします。

○蓮舫君 電通の言う」とをうのみにしないで、ちゃんと答えていただけませんか。税金を使った事業ですよ。

いいですか、この一・九億円がもしここで中抜き、経費されなかつたら、第二次補正予算案、政府のDV被害相談体制強化、ほぼ同じ額、倍額にできたんですよ。この二十三億円、これが中抜きされなかつたら、補正予算案のスポーツイベント

再開支援予算案、これも倍額できただんですよ。

限りある財源を特定のところに渡すんじやなくて本当に必要なところに渡すのが、それが政府の仕事じゃないんですか。総理、いかがですか。

○国務大臣（梶山弘志君） 先ほども申しましたけれども、それぞれの役割があるわけでして、そこに業務と人が張り付いているわけであります。そして、精算もするわけであります。さらにまた、会計検査院の検査もあるということで、今回は執行中の事業につきましていろんな疑念をいただいていることも受け止めた上で、中間検査と最終の検査を更に厳重にやろううといふことで体制を組んだところであります。

○蓮舫君 人が張り付いていると言うけど、事務所、もう空っぽじやないですか。張り付いていませんよ。その疑惑がいつまでたつても払拭されないから、ちゃんと説明してください。（発言する者あり） 総理、そこでやじるんだつたら答弁してくださいよ。

○蓮舫君 電通の言う」とをうのみにしないで、ちゃんと答えていただけませんか。税金を使った事業ですよ。

いいですか、この一・九億円がもしここで中抜き、経費されなかつたら、第二次補正予算案、政府のDV被害相談体制強化、ほぼ同じ額、倍額にできたんですよ。この二十三億円、これが中抜きされなかつたら、補正予算案のスポーツイベント

山大臣から答弁をさせていただいているように、

これは精算払いをしている、することになつていいわけでありますから、ちゃんと人が張り付いて、事業があつて、そしてそこで費用が発生しない限り支払は行わないといふことでござりますし、また、中抜き等々という、それも言葉遣いとしてどうなのかなと思うわけであります。例えば、例えばその中には十五億円、十五億円、二十億円の中の十五億円については、これは振り込みの手数料ということになるわけでござりますし、それはまさにみずほ銀行等々の銀行に行くわけでございまして、中抜きという話を……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。不規則発言は気にしないでください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ちょっと、ちょっと答弁しにくいんですが、委員長。

○委員長（金子原二郎君） どうぞ、どうぞ答弁してください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ちょっと答弁しにくいので、場外の発言……

○委員長（金子原二郎君） 気にしないで。場外は余り気にならないでください。

お静かに。お静かにしてください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 言わば中抜きといふ、そういう表現を使われたんですが、その中

の例えは十五億円以上は、これ、テレビを見ている方にも知つていただきたいんですが、銀行の手数料としてこれは発生するといふことの中においてそれを予定をしているわけでございます。決して、そこで中間に入つてある業者がそれを懷に入れるというものでは全くないということでござります。

他の事業につきましても、先ほど大臣が答弁をしているように、人が張り付いて、事業が起つて、支払を発生した際に言わば精算払いをしていく、こういう仕組みであるということはよく御理解をいただきたいと思います。

○蓮舫君 大臣……（発言する者あり）済みません、茂木大臣のやじ、やめさせてもらえませんか。

○委員長（金子原二郎君） 恐れ入りますが、皆さん、不規則発言は、両方とも、よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

皆さん方、お願いしますから、場外からの発言が非常に多いようですので、そこは慎んでいただきたく思います。

また、大臣席も不規則な発言はおやめいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。質問を受けた方だけ答えていただけいいですから。それ以外の方は自席からもお答えいただかなくて結構ですから。お願いします。

○蓮舫君 大臣、確認ですが、この補正予算案に

持続化給付金の新たな事務費として、事務委託費として八百五十億が計上されています。これ、まさか推進協議会に渡しますか。

○国務大臣（梶山弘志君） 第二次補正予算案により措置されます持続化給付金事業の事務局の選定に関しましては、サービスデザイン推進協議会ありきではなくて、透明、公平性を確保するために入札可能性調査というものを行つて、公募を経て、適切に対応をしてまいりたいと思っております。

○蓮舫君 次に、十万円の給付なんですが、今どろぐらい給付されました。

○国務大臣（高市早苗君） 特別定額給付金の給付状況でございますが、六日前の六月五日までの数字でございますが、給付済みの金額が約三・八五兆円、三〇・一%に当たります。人数に換算すると約三千八百五十万人、三〇・一%。給付済みの世帯数は約千六百三十六万世帯、二八・〇%でございます。

○蓮舫君 六月五日までにお手元に十万円が給付された人は三割。総理、まだ七割が手元に届いていないんですが、これ迅速な対応ですか。総理、総理。

○国務大臣（高市早苗君） この特別定額給付金は補助率十分の十の自治事務でございます。ですから、四月二十日に第一次補正予算を成立させて

いただいて、その後、各地方議会で補正予算をまとめていたとき、そして、五月の頭、連休中で一生懸命頑張つてくださって、進めていただいているあります。

特に、封筒の印刷がですね、自治体から各御世帯に送る封筒の印刷、それから返信封筒の印刷、これ印刷業者の確保ができずに遅れたという自治体もございます。また、申請用紙ですね、これ全部、世帯ごとのお名前を入れてお送りをするというようなことで、またその申請書が返送されてきました。

精いっぱい頑張つていただきて、かなり迅速な給付になつていると私は考えます。平成二十年度の同じ定額給付金、このときにちょうど補正予算成立から三ヶ月たつた時点の数字を先月の間には超えておりますので、もう自治体の皆様の御尽力に心から感謝しております。もう少しお待ちいただく方もいらっしゃるかもしませんが、御理解をお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 現状のこの条件の中においては、自治体の皆さんも本当に精いっぱい頑張つていただいていると思います。大臣から答弁をさせていただいたように、平成二十年度の定額給付金と比較しても相当早く給付をスタートさせていただいている。もちろん、まだまだだ

というお声についてはそれを真摯に受け止めながら、できるだけ早くお届けをしていきたいと思います。

○蓮舫君 総理の言う、できるだけ早くというのが本当に信用できなくなっているんですよ。もう六月ですよ。緊急事態宣言解除されてもう三週間以上たっている。イベント中止したのは一月ですよ。

仕事を失っている人たち、本当にお金に困っている人たち、一日も早く来なければ、下手したら生活保護になるかもしれない、事業を諦めなきやいけない、その人たちに総理の言葉は届いていると思いますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 例えば、先ほど持続化給付金につきましても、五月一日から始めて一ヶ月余りの中で百二十万の方々にお届けをしております、一兆六千億円。また、例えば無利子無担保、五年間返済据置きの融資等々においても、信金、信組、地方銀行にも御協力をいただけ、そして日本政策金融公庫と合わせれば十兆円のお金を既に、が出てるわけでございます。

これは、もちろん、もつともつとという、そういう御要望があることは我々もよく受け止めなければいけませんが、現場は本当に大変な中で全力を尽くしているということでございます。

○蓮舫君 とにかく自治体に大変な負荷が掛かっ

ていることは事実です。

大臣はこのオンライン申請を呼びかけたんですが、同じ人が重複申請可能、あるいは誤記入がはじかれなかつた、あるいはマイナポータルと、それと自治体の住基台帳ネットワークがつながつてない、その結果、デジタル申請されたものを紙に出力して、自分たちの台帳と目視で突合をする。しかも、マイナンバーカードを使えつて大臣が言つたがために、マイナンバーカードを取得する人が窓口に殺到、それでパスワードをロックされた人がパスワード解除、窓口に行かなきやいけないから、それも殺到。

あなたがマイナンバーカードを使う、使つてくださいと言つたがために、そして実際にシステムがつながつていなかつたために、自治体に多くのやらなくていいような作業も生み出してしまつたんじゃないですか。

○国務大臣（高市早苗君） このオンライン申請を入れた理由でございますけれども、本来、自治体でそれぞれの御家族の氏名も印字された申請書が郵送されて来るんですけども、迅速な給付を希望される方が多くいらっしゃる、せつからマイナンバーカードを持っているのになぜオンライン申請ができないんだ、こういうお声も制度設計時に多くいただきました。

マイナンバーカードをなぜ位置付けたかとい

ますと、この中に入れ込んだかといいますと、本人確認、確実な本人確認ができるからでございます。そうでなければ、郵送申請の場合も、御自身の身分を証明する書類をコピー取つて貼り付けて申請書を出していただかなければいけません。

確実な本人確認ができるということで、マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方に限つてオンライン申請を受け付けるということで、申請書の送達を待たずに申請をされた方が多かつた。そして、自治体によつていろいろ差はありますけれども、このオンライン申請によつてもう給付を終えたと、九割の給付を終えたという自治体もござります。

必要のないチェックですね、まず世帯主のお名前が合つていて御家族も人数が合つていたらそれでいいのですが、姓と名の間にスペースがないですとか、細かいチェックをされていた自治体もありましたので、そういうふたことは必要ないという技術的助言もさせていただきましたし、また突合するためのソフトも無償で提供させていただきました。これは御理解をいただきたいと思つております。しっかりと自治体の方でも今取り組んでいただいております。

○蓮舫君 今回、マイナンバーカードは本人確認の機能しか使われていてなくて、マイナンバーは使っていませんね。

○国務大臣（高市早苗君） 法律に規定されてお

りませんので、給付事務そのものが、今回は予算措置ということですから、番号そのものは使つておりません。

○蓮舫君 そもそもマイナンバーの目的は何ですか。

○國務大臣（高市早苗君） このマイナンバー法、いわゆる番号法、民主党政権のときに大変御苦労して立派な法律を作られたものでございます。あのとき解散で残念ながら廃案になりましたけれども、自公政権になってから、民主党、自民党、公明党でよくお話しをして、御苦労して作つていただきたものとして提出を、再提出を国会にさせていただいたものでございます。

その目的については、もしかしたら蓮舫委員の方

がお詳しいかもしれません、これは、まずは確実な本人確認、そして行政の効率化、そして公正公平な社会保障制度などを目的といたしております。

○蓮舫君 情報システムを通じて地方と国をつなぐ、そして、マイナンバーによって、社会保障や税やあるいは災害があったときに効率的に国民の、市民の利便性を高めるために作られたんですけれども、平成二十五年から今までに国は六千四百億円の税金を投じています。

このシステムの管理をしているJ—LISという機構があります。これは、発足から今日まで国

から再就職した役人、どれぐらいいますか。

○國務大臣（高市早苗君） 現在は国家公務員の再就職者はおりませんが、設立された平成二十六年四月一日からの間で再就職者が合計五名、うち役員が一名でございます。

○蓮舫君 令和元年まで理事、副理事長は、代々自治省、旧自治省からの再就職者、今どき珍しい天下り団体なんですが、ここに、六千四百億投じられた国の経費のうち三分の一の二千億が迂回をしてお金が入っている。そして、システムを構築して独占して管理運用をしている。

これ、確認なんですが、このシステムというのは、全国民がマイナンバーを使うことを前提で構築していますか。

○國務大臣（高市早苗君） これは、マイナンバーのこのJ—LISというところそのものが地方公共団体による団体でございます。地方公共団体がつくった団体でございます。

これは、全国民が、マイナンバーというのは全國民及び日本に住んでいる全住民に付番されておりまして、ここで扱われる番号というのは全ての方にとつて利用されるものでございます。

○蓮舫君 今回のオンライン申請ではどんなトラブルが発生したと報告上がっていますか。

○國務大臣（高市早苗君） 五月一日に早い団体では特別定額給付金のオンライン申請が開始され

たのですが、連休明けの七日以降、暗証番号の再設定ですか、先ほど蓮舫委員がおっしゃったマイナンバーカードの電子証明書の発行、更新などしたこと以外に、このJ—LISの電子証明書関係のシステムにアクセスが集中することで一時的に処理の遅延が生じました。

五月八日から十日までにこのサーバーの処理能力を現在対応できる最高値まで増強するなどを行いましたので、五月十三日以降は遅延は解消いたしております。

○蓮舫君 全国民が使うことを前提としてシステムを巨額の税金を使って構築をしてきて、今回、アクセスが集中したから遅延が起きたと。

○國務大臣（高市早苗君） オンライン申請した人、何件あります。

○國務大臣（高市早苗君） 済みません、これ、先ほども六日前の数字を申し上げましたが、地方公共団体の負担も考えながら、しばらく時間を置いて数字を取つておりますので、現在時点のオンライン申請総計数を私は把握しておりません。

○蓮舫君 いや、通告しているし、説明受けています。二百万件ぐらいと伺っています。

二百万件の申請があつて、アクセスが集中でシステム障害が起きるって、ちょっと驚くことなんですね。だって、今マイナンバーカード普及率は一〇〇じゃない、一六・八%、累計で一千百万件

ぐらいですよ。マイナンバーカードを持っている人の十人に一人がアクセスをしただけで、集中してサーバーが障害を起こす。

全国民の僅か一%の申請でシステム障害が出るというのは、これ仕方ないことなんですか。

○国務大臣（高市早苗君）これまでマイナンバー、マイナンバーカード及びマイナポータルも含めて、利用が非常に低調だった傾向がございます。

今回の定額給付金及び九月からはマイナポイントという景気対策が始まります。また、来年の三月から健康保険証としての活用も始まりますことから、これからかなり増えていくだろうということとで、このサーバーを増やさせていただくことにいたしました。これを第二次補正予算に計上しております。

○蓮舫君 いやいや、サーバー増やせば問題が改善するんじゃないんですよ。

問題は何だったという報告を受けていますか。

○国務大臣（高市早苗君）先ほど申し上げたとおりでございます。あのときはサーバーの最大値まで能力を増強したということで乗り切って解消をしたんですけども、一時的にこのオンライン申請、受付開始後にアクセスが集中したということでござります。

ですから、できるだけ、例えば自分のパスワード等を忘れてしまったというようなことで再設定

されるような方はお急ぎになるんですけれども、もうじきお誕生日が来て、そろそろ更新をしなければという方などについては少しお待ちいただいて、本人着のもので、本人着の郵便で送り返すような対応を自治体にお願いしたところでござります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君）大臣、いいですか。

高市総務大臣。

○国務大臣（高市早苗君）済みません。先ほど御説明申し上げたと思うのですが、五月八日から十日にシステムが障害が起きた理由というのは、先ほど申し上げたとおり、連休明けの七日以降、暗証番号の再設定、マイナンバーカードの電子証明書の発行、更新が急増したということで、アクセスが集中したので一時的に処理の遅延が発生したというところでございます。

○蓮舫君 いやいや、サーバー増やせば問題が改善するんじゃないんですよ。

問題は何だったという報告を受けていますか。

○国務大臣（高市早苗君）先ほど申し上げたとおりでございます。あのときはサーバーの最大値まで能力を増強したということで乗り切って解消をしたんですけども、一時的にこのオンライン申請、受付開始後にアクセスが集中したというこ

は今三倍以上の七千万枚に普及させようとしているのに、僅か二百万の申請で、それでサーバーはという方などについては少しお待ちいただいて、本人着のもので、本人着の郵便で送り返すよ

うな対応を自治体にお願いしたところでござります。（発言する者あり）

○政府参考人（田島淳志君）お答え申し上げま

す。

○政府参考人（田島淳志君）オンラインによる電子申告、いわゆるe-Taxの利用状況でございますが、法人税申告で申し上げますと、平成三十年度分で約二百二十万件、所得税申告でまいりますと、平成三十年度分で一千百四十万件行われております。

○蓮舫君 オンラインによる電子申告、いわゆるe-Taxの利用状況でございますが、法人税申告で申し上げますと、平成三十年度分で約二百二十万件、所得税申告でまいりますと、平成三十年度分で一千百四十万件行われております。

それがどのくらい使われるキャパシティーがあるかというお尋ねでございますが、先ほどの例で申し上げますと、e-Taxと、あと書面で申告もできますので、これ全体の申告件数で申し上げますと、法人税は約二百万件、所得税は約二千二百万件となってございまして、これらの全ての納稅者の方がe-Taxを利用して申告していただけるような環境を整えているところでござります。

是非、税の申告等はe-Taxを御利用いただきたいと思います。

○蓮舫君 いよいよe-Taxは信用できるけど、マイナンバーカードは危ういという説明でしたよ。

○蓮舫君 七月末にはマイナンバーカードは今四千万枚、今年度末にはマイナンバーカード

いいですか、e-Taxの場合には、個人千百四十万件の申請に対してサーバーのキャパシティ

一は二千二百万入、これ当たり前ですよ。だって、この夏に四千万カード普及を目指すとしているのに、二百万の申請だけでアクセス集中でサーバーにシステム障害が起きる。三千三百億使っているんですよ。

それなのに、先ほど来の高市大臣、切実に答えていただいているんですけれども、どこにトラブルがあつて、どのベンダーが構築したシステムがどこに冗換性がなくて、マイナポータルと、それと住基ネット、あるいはLGWANでもいいです

よ、国のシステムと、どこに障害があつて、ここをこういうふうに改善して、一度と再発防止、再発しませんという説明は、ちゃんと機構から受けていますか。

○国務大臣（高市早苗君） 説明、機構からどうより、役所の職員から説明を聞きました。

そこで、今後のマイナポイント事業や、それから健康保険証などとしての活用、もうこの使用場面が増えていますので、今回の二次補正で約九・三億円をここに計上させていただきました。これによって、要是電子証明書関係手続のピーク時の電文件数ですが、今後のカードの交付枚数の増などを想定しながら、電子証明書関係のシステム処理能力を大幅に増強するということとして

おります。

○蓮舫君 地方公共団体情報システム機構法では、総務大臣は何か問題があつたときに機構に報告あるいは立入検査を命じることもできるんですよ。職員から聞くんじやなくて、一体何が問題だったのか、これからどんどん普及していくんだつたら二度と同じようなトラブルが起きないようにしなきゃいけないんですよ。

なのに、その説明も聞かないで、原因を詳細に分析をしないで、この補正予算案で九・三億更に予算をこの機構に渡す。適切ですか。

○国務大臣（高市早苗君） 私は、ほぼ毎日、衆議院、参議院で国会対応もしておりますので、機構の営業時間中に、業務時間中に直接機構に行くとか呼んで聞くとかいうことはできませんでした。実際、できませんでした。しかし、総務大臣がこの機構から報告を受けるということにつきましては、職員が聞き取りをして私に報告をしてくれるということでも、これはそれに代わることだと思います。

十分にここは、どういうところで処理能力は弱かつたのかということで、具体的に、サーバーの増強台数につきましても、電子証明書情報を作成するためのRAサーバーですね、これを現在四台ですが十二台にさせていただく、電子証明書の作成などをを行うCAサーバー、現在二台ですけれども六台に増強させていただく」とでこの金額になつております。

○蓮舫君 サーバーは増やすんじやなくて、時代はもうクラウドなんですよ。だから、これまでの積み上げてきたもののベンダーの継ぎはしのシステムじやなくて、本当に問題がどこにあるかというのを確認をして、それで予算付けをするなら分かるけれども、言われたがままにお金を支払う。税金は限りがある。

大臣、これ、しっかりと機構の人を呼んで確認をして、そして本質的な改善策を講じていただきたいと改めてお願いをいたします。なぜなら、この機構は、システム独占だけじやなくて、マイナンバーカード発行も独占しているんですよ。令和二年度の予算案七百十一億が、マイナンバーカードを発行したら地方自治体を通じて国から税金で補填をされる。収入の七割ですよ。カード発行すればするほど潤う機構なんです。潰れない機構なんです。ここはしつかりしていただけませんか。

○国務大臣（高市早苗君） 前回、総務大臣だったときも、最後の十一か月ですが、マイナンバーを担当させていただきました。その折にも、とにかくセキュリティ一面でトラブルがあつてはいけないと、少し同じようなことが起きましたので、そのときは機構の理事長を呼んでよく説明を行ない、また説明を伺い、また改善策について議論い

たしました。

今後も、これからが非常に大事な時期でございますので、増強内容については十分精査をしたつもりでございますけれども、しっかりとフォローさせていただきます。

○蓮舫君 六月一日の会見で、菅官房長官、マイナンバーを活用すればもっと迅速に給付できるのではないか、ナンバーと銀行口座をひも付ける検討に言及。

今の説明を聞いていて、給付が遅れているのは口座にひも付いていないからだと今もお考えですか。

○國務大臣（菅義偉君） 全体のシステムを原点に立ち返って見直す必要があるというふうに思っています。

○蓮舫君 全く同じ意見です。

今急がれるのは、十万円の給付が行かない、目詰まりはどこで起きているのか、システムは何が問題なのか、これをまず早急に、あるいは法改正が必要だつたら、災害にコロナ感染症を取り組むとか、今やれることはもっとほかにあるんです。安易に口座番号、機微に触れる情報をマイナンバーに関連付ける、ひも付けるのは慎重にしていただきたいと思いますが、官房長官、大臣、お二人両方。

○國務大臣（高市早苗君） 今回、私が、できれ

ばマイナンバーと、お一人一つ、一生ものの給付専用の口座というものをひも付けた形で御登録いただきたいと申し上げたのは、今回の定額給付金始め、ほかの給付金等もそうでございますけれども、マイナンバーと口座、一件たりともひも付きができないないと、つまり、現在任意で一部銀行口座にマイナンバーを付番していらっしゃる方が以降はそうではなかつたものですから、非常に確認に、自治体職員の方々の確認に時間が掛かりました。

今後、本当に一人一口座だけ一生ものの口座を作つてマイナンバーとひも付けておいていただき、なおかつ給付業務というものをマイナンバー法の別表に入れますと、これは例えば景気対策で何か給付を行うとか、一人親の御家庭などに給付を行ふとか、御高齢の方に給付を行うとか、様々な場面でこの口座が活用できると考えました。ですから、一人一口座を何とかマイナンバーとひも付けていただきたいということです。

また、現行のナンバー法の附則において、預金、預貯金付番の開始三年後、来年の一月を目途に検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされておりまして、現在、高市大臣の下で検討が行われているということでございま

すが、いざれにいたしましても、官房長官からもお答えをさせていただきましたが、我々、検討するべきものはしっかりと検討していくないと、このように思つております。

○國務大臣（菅義偉君） 全体の見直しを行いまして、今総務大臣がおっしゃつたようないともし

つかりできるようにしたいと思いますし、さらに、この活用というものは極めて大事だと思って、政府全体で取り組んでいきたいと思います。

○蓮舫君 総理にも確認しておきます。

まずは、今できること、今改善しなければいけないことを見つかり改善した上で、その上で、その先に慎重な検討で口座とのひも付けをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） もう高市大臣から答弁させていただいておりますが、このマイナ

ンバー制度は、より公平公正な社会保障制度や税制の基盤となるものであるとともに、デジタル社会のインフラとして国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものでございます。

また、現行のナンバー法の附則において、預金、預貯金付番の開始三年後、来年の一月を目途に検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとされておりまして、現在、高市大臣の下で検討が行われているということでございま

すが、いざれにいたしましても、官房長官からもお答えをさせていただきましたが、我々、検討すべきものはしっかりと検討していくないと、このように思つております。

次に、総理、コロナ感染症対策の専門家会議、

これ議事録はなぜ公開しないんですか。

○国務大臣（西村康稔君）お答え申し上げます。

ガイドライン上、政策意思決定をするものとそ
うでない会議に分かれていますが、専門家会議

はそうでない会議でございます。したがって、議
事のその概要を公表させていただき、また記録を
しっかりと残させていただいているということで

あります。

○蓮舫君 西村大臣のその答弁は歴史的緊急事態

における解釈であって、公文書管理法、ガイドラ

インの解釈ではありません。

公文書管理法、ガイドラインでは、北村大臣、

どう位置付けられていますか。

○国務大臣（西村康稔君）公文書管理法上も、

懇談会等ということに当たりますけれども、これ

も私ども確認をいたしまして、発言者名と発言記
録を一対一の形で残さなくていいということで
確認をいたしているところであります。

○国務大臣（北村誠吾君）行政文書のガイドラ
インにおきましては、審議会や懇談会等の扱いに

ついて次のように定められております。

御存じのところでありますけれども、すなわち、

当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至
る過程などを合理的に跡付け又は検証する」とが
できるよう、開催日時、開催場所、出席者、議題

とともに、発言者及び発言の内容を記載した議事
の記録を作成することと。また、各府省においては、

このガイドラインの規定にのっとり合理的な跡付
け、検証ができるよう、議事の記録を適切に作成
することとなっています。

御指摘の専門家会議につきましても、審議会あ
るいは懇談会等に該当すると聞いており、担当の

内閣官房において、今申し上げたガイドラインの
規定にのっとり、適切な対応が取られる必要があ
ると考えておるところであります。よろしいです
か。

○蓮舫君 公文書管理法第四条では、今のガイ
ドラインの説明以外でどういう説明がされています
か。

○国務大臣（北村誠吾君）公文書管理法第四条

は、同法第一条の目的の達成に資するため、意思
決定に至る過程や事務事業の実績を合理的に跡付
け、検証する」ことができるよう、軽微な事案を除
き、文書を作成しなければならない旨を規定して
おるものであります。これを文書主義の原則と呼
ばれておるところですね。

以上です。

実際、どういった場合に文書を作成するかとい
う点については、この規定、規定をしっかりと踏ま
えつつ、業務の内容あるいは性質なども勘案して、

各行政機関において適切に御判断いただくことに
なると考えておるところであります。

以上です。

○蓮舫君 今御説明いただいたの、そのとおりな
んです。つまり、公文書管理の大原則は、軽微な
ものを除いた全ての行政文書は作成が義務付けら
れているんです。

そして、安倍内閣では、モリカケ問題あるいは
日報の問題があつて、二〇一七年の十二月にガイ
ドラインを見直して、更に厳しく範囲を狭めまし
た。どこまで狭めました。

○国務大臣（北村誠吾君）平成二十九年の改正
におきましては、当時、行政文書の管理の在り方
について様々な指摘がなされたことを踏まえて、
政策立案の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録
を作成することを義務付け、複数の職員や文書管
理者、相手方による確認等により可能な限り正確
性を確保することを義務付け、更新のどの過程に
あるか、また、文書の作成時点や作成担当を明記
することを義務付け、国立公文書館に移管する歴
史公文書等の範囲を明確化あるいは拡大するなど
の変更を行つたものと認識しております。

以上です。

○蓮舫君 打合せまでも全て残しましようと、相
当厳しくしたんです。

そして、その上の歴史的緊急事態なんですよ。
全ての、軽微なもの以外は全部残す。モリカケ問
題があつたから打合せも残す。で、その上で歴史

的緊急事態に設定をするというのは、コロナ感染症、これ、三・一一のときの反省なんですよ。いつ何があるか分からない、いつどこで会議があるとか分がらない、いつどこで打合せがあるか分からない、メモが残らないかもしれない、記録が残らないかもしないという、そういう不祥事がないように、上書きで歴史的緊急事態があるんです。そう考えると、大臣、先ほど西村さんが言つたような歴史的緊急事態の、ガイドラインで、専門家会議は政策を決定しないから残さないでいいというのは筋が通らないんじゃないですか。

○国務大臣（北村誠吾君） 専門家会議について、具体的にどのような内容で文書を、文書を作成するかという個別の対応につきましては、担当の西村大臣の下で、ガイドラインを踏まえつつ、その文書の性質、内容、位置付け等を判断の上、個別に記録を作成してきたものと承知しております。

いずれにせよ、専門家会議につきましては、議論の内容が分かるよう、かなり丁寧な記録が作成されているものと承知しておりますところであります。以上です。

○蓮舫君 北村大臣、勝手に大臣が独自の判断で、この公文書は残さないでいい、残していいって判断しないようにならがいるんですよ。

いいですか、法四条で定められる作成すべき文

書の例示、関係行政機関の長で構成される会議、これはコロナ感染症対策本部は当たりますか。

○委員長（金子原一郎君） 西村担当大臣。（発言する者あり）

北村大臣。

○国務大臣（北村誠吾君） 先ほどもお答え申し上げましたように、知見の、知見と責任を有する担当大臣の判断で……（発言する者あり）適切な処置をするという」ととなっております。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 北村担当大臣。

○国務大臣（北村誠吾君） 担当の西村大臣が判断しておられる以上は当たるということと考えております。

○蓮舫君 ちょっと待ってください。あなたは何のためにいるんですか。

○国務大臣（北村誠吾君） 御指摘の政府対策本部につきましては、歴史的緊急事態に係る政策決定の了解を行う会議等にも該当するものとして承知しておりますし、議事の記録が作成されておるものと聞いております。

○蓮舫君 私、今、歴史的緊急事態は聞いていない。法解釈を聞いています。四条の関係行政機関の長で構成される会議に政府のコロナ感染症対策本部は入りますかつて聞いています。

○国務大臣（北村誠吾君） 私の責務は各府省が

○国務大臣（北村誠吾君） お答えします。

もちろんります。

○蓮舫君 そうすると、そのコロナ感染症対策本部の決定に至るその経緯は、専門家会議は含まれますか。

○国務大臣（北村誠吾君） 担当大臣が御判断なさるところであるうと思います。（発言する者あり）必ずしもそとは限らない。質問は座つて聞きますから。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 北村担当大臣。

○国務大臣（北村誠吾君） 具体的にどのような内容で文書を作成するかという個別の対応につきましては、所管の各府省、各担当部局がその文書の性質、内容、位置付け等を一番よく分かっているはずでございますから、まずはしっかりと責任を持って判断をいただき、いたくべきものと考えておりますということをお答えしておるところであります。

○蓮舫君 あなた、何のためにいるんですか、じや。

○公文書管理担当大臣が法解釈をきちんと示して、ガイドラインの解釈を示して、そしてその上で担当大臣がそれを厳格に運用を守るなら分かる。だから、四条の解釈を確認をしているんですけど、さつきから。

文書を作成、保存を行うことができる取組を推進することであると考えており、今後ともしっかりと

その職責を果たしていく所存でございます。

なお、その上で、公文書管理担当としては、適切に、また検証可能なように文書を作成、保存していくべきだと考えており、必要な指導、助言をこれまで行つてきたところであり、今後ともそれぞれの各府省担当部局とともにしつかりと仕事をしていくと、そういう考え方であります。

以上です。

○蓮舫君 総理、専門家会議の議事録公開しないで、歴史的に今後検証可能だとお考えですか。

○内閣總理大臣（安倍晋三君）
行政文書の改

そして、政府としては、三月十日に今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態を歴史的緊急事態に該当することとしたことを踏まえまして、まさにそのガイドラインに基づいて、将来の検証に資するよう、対策本部の専門家会議など、あつ、新型コロナウイルス対策本部や専門家会議など、新型コロナウイルス

感染症対応に係る各種会議の記録を適切に作成
保全をしています。

そして、専門家会議については、第一回会議において、構成員の専門家に自由かつ率直に御議論をいただくため、専門家会議については発言者が特定されない形の議事概要を作成するという方針を構成員の皆様に御説明をし、御了解をいただいたおり、以後、その方針に沿って適切に対応してきたと承知をしております。

他方、五月二十九日の専門家会議の場で議事概要の在り方について御意見があつたことを踏まえまして、改めて構成員の皆様の御意見、御意向を確認した結果、今後開かれる会議以降の議事概要について発言者名を明記することとしたと承知をしております。

また、加えまして、保存されている速記録は、
これ保存、もちろんされているわけでありまして

この速記録についても、各委員や出席者に御確認をいただいた上で適切に保存することとしておりまして、速記が入っていない第一回及び第二回についても録音等を基に、録音等を基にですね、同様の記録を作成するということにいたしております。

す。
まさに連絡会議、といふハシビロギモ申して、

こうしたものはしかるべき段階において公文書館に移され、公開が原則となるものでございます。

○蓮舫君 専門家会議の話をしています。

今總理も言われて、第一回目の会議で議事録は残さないというような了解を取つたと言つて、官

房長官も会見で何度も言つてはいるんですけども、公開されている議事概要を見ると、発言者特定しない議事概要作成との説明、御了解を得たという経緯が一言も載っていないんですが、何ですか

○国務大臣（西村康稔君）お答え申し上げます
私もそのときはまだいなかつたものですから、
確認をしました。事務方に確認をいたしました。

そうすると、事務的に説明をしたということなんですが、その事務的な内容であつたのですから最初に、よくあるように、この会はこういう形で進めますという一連の説明をする中で説明をしたということになりますが、その事務的な説明は概

要には残さなかつたといふことで、これはミスであつたというふうに思います。

○蓮舫君 事務的な内容は残す残さないって誰が判断するのか。だから全部出してくださいと言っているんですよ。政府に都合の悪いことが議論されて残しているのか残されていないのか、だから全部出してくれと言っているんですよ。

この専門家会議の議事録の作成、公開は誰が決めるんですか。

○国務大臣（西村康稔君） まず、先ほど来ありますように、ガイドラインに従つて、この会議は

決定をする会議ではございませんので、議事概要という形で、そして、場所とか時間とか、そういうった資料も含めてこれは公表をしております。

そして、一回目の会議で、先ほど来ありますように、この会議については自由に率直に議論いただくと、また、感染者についての個別の情報も入ってきますので、そういう観点から、発言者の名前と一対一の形では、する形ではなく残していくということで専門家の皆さんにも了解をいただき、そして会議を進めてきたということであります。

そして、毎回、議事概要を作成するときには、内容をお一人お一人先生方に、専門家の先生方に確認をいたしておりますので、何か漏れがあればそこで御指摘もいただきますし、間違いがあれば直していただきたい手続もしっかりと踏んでおります。見ていただいたら分かりますけれども、かなり丁寧に議事概要を残しております。また、終了後は、専門家の皆さんが大体一時間半ぐらい会見を開かれて、丁寧にその内容を説明されているということになります。

○蓮舫君 詳細に残されている。第一回目、九十分の掛かった専門家会議の議事録、加藤厚労大臣と総理の挨拶を除いたら、専門家会議の発言、一枚半ですよ、九十二分が。これ詳細ですか。

○国務大臣（西村康稔君） 一回目は様々な状況

について御説明があつたものというふうに聞いております。事務的な説明をして、そして専門家の皆さんから意見をいただいたというふうに理解をしております。

○蓮舫君 対策本部で専門家会議の開催を決めました。それによると、専門家会議の運営に関する事項その他必要な事項は誰が決めるかあります。

○国務大臣（西村康稔君） ちょっとともう一度質問を言つていただきよろしいですか。済みません。

○蓮舫君 二月十四日、感染症対策本部で決めた新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催について、誰が必要な事項を決めるか決めていましたか。

○国務大臣（西村康稔君） 済みません。専門家会議の座長が定めるということで承知をしております。

○蓮舫君 座長なんですよ。運営に關すること、議事録を残す、議事録を公開する、誰が発言したか、それを決めるのは大臣じゃないんです。座長が決めるんです。何で大臣が判断するんですか。

○国務大臣（西村康稔君） 今回、様々な御議論もございましたし、先般の専門家会議で、この議事録の在り方について、専門家のメンバーから、お一人から議論の提起もございました。

ただで、これまでの経緯も含めて、つまり、自由に、これまでの会議は自由に率直に言つていたいただと、その中には様々な個人情報や特定の地域やいろんなものも入っている、したがつて、これまでの発言については名前を特定しない形で記録はそのまま残すと。しかし、速記録についてはきちんと確認をしていただきた上で残そつとうということ。それから、今後の会議については名前と特定する形で残そつとうということで座長から御提案をいただき、それを専門家の皆さんお一人お一人に確認をし、これまで申し上げたような方針を決めたところです。

○蓮舫君 総理、勝手に大臣が解釈を変えたり、勝手に公開する、公開しないと決めるんじやなくて、きちんと、きちんと方針を出してください。連絡会議、出していただきてありがとうござります。菅官房長官はこれは記録は作るけれども公開はしないと言つているようですが、公開していただけませんか。

○国務大臣（菅義偉君） この連絡会議については、政策の決定又は了解を行わない会議等に該当し、ガイドラインに従つて適切に今対応しているわけでありますけれども、国会からの要求や情報公開請求なされた場合は、そこは公開は、提出をさせていただきたい、こういうように思います。

○蓮舫君 総理、この連絡会議で、例えば政府の

感染症の基本方針を変える方向を決めて、その後の対策本部で総理が学校一斉休校を求めたり、イベント中止を求めたり、クルーズ船下船を求めたりしているんですよ。

だから、政策決定の変更をこの会議で議論しているのであれば、ガイドラインの解説集では、それは文書を作成するものとなつていています。是非残していただきて、公開していただきたいとそして後世検証できるようにしていただきたいということを最後に強く要望いたします。

以上です。

○委員長（金子原一郎君） 要望でいいですね。

以上で蓮舫さんの質疑は終了いたしました。
(拍手)

○委員長（金子原一郎君） 次に、斎藤嘉隆君の質疑を行います。斎藤嘉隆君、立憲民主党共同会派の斎藤嘉隆であります。

私、冒頭、まず十兆円の予備費についてお伺いをしたいというふうに思います。

この十兆円の予備費、使い道としてどのような想定をされているか、お伺いします。

する必要がある」とから計上したものでございまして、この予備費の使途についての考え方については、与野党間の合意を踏まえ、財務大臣より財政演説において御説明をしたところであります。予備費はそもそも予見し難い予算の不足に充てるための処置でございまして、使途をお示しした五兆円についてもある程度の幅を持つて見る必要があることから、その各々について具体的な予算額を計上することは困難というふうに考えております。

○斎藤嘉隆君 五兆円については、雇用の維持ですか生活支援、あるいは家賃支援、医療、こういったものをお示しをいたしているんですね。残りの五兆円についてはまだ具体的にそういうようなお示しはされていないわけですが、これは五兆円規模の予算を要するような、積み上げであつても、そういう事業というのはあるんでしょうか、そもそも。

○国務大臣（麻生太郎君） もちろん私どもとしてある程度予測はできるとは思いますが、もし仮に再発した場合、その場合は、少なくとも予備費というもので即対応するという必要も起きてくる。何が起きるか分からぬと思っておりますのでそういった、一応あの中に入るとは思つておきますけれども、それ以外のこととも考えておかねばいかぬというのは当然だと思つておりますが、大臣。

○斎藤嘉隆君 予備費のそもそも位置付けについてお伺いをしたいというふうに思います。

これは、補正予算を待つことができない緊急性のある、そういう執行に対応するもの、こういう考え方でよろしいでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 基本的に、今回も、総理の御判断があつて予算ができ上がるまで一月以上掛かっておりますから、そういう意味では、私どもとしては、緊急性を要するものというのに

うな」ことを考えますと、ある程度今考えているもの以外何か起きるかもしだれぬということも考えておかにやいかぬということだと思つてこの種の計上をさせていただいております。

○斎藤嘉隆君 コロナの発生ですかその拡大は予見できないかもしないんですね。ただ、そのことによって対策として必要な事業というのはある程度、ある程度想定できるんじやないですか、